

令和3年2月15日

第2回 倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会



## 第2回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和3年2月15日(月)午後3時  
場 所 倉吉市役所 A会議室

### 1 開 会

### 2 前回会議録承認

### 3 会議録署名委員の選出

### 4 議 事

議案第3号	令和2年度教育費補正予算について(別冊)……………	1
議案第4号	令和3年度教育委員会主要事業について(別冊)……………	2
議案第5号	令和3年度教育費当初予算について(別冊)……………	3
議案第6号	倉吉市教育振興基本計画(第3期)の策定について(別冊)……	4
議案第7号	財産の無償譲渡について……………	5
議案第8号	倉吉市都市公園条例及び倉吉市体育施設の設置及び管理に関する 条例の一部改正について……………	7
議案第9号	倉吉市関金B&G海洋センターの指定管理者の指定について……	11
議案第10号	倉吉市文化財保護・保護事業補助金交付要綱の一部改正に ついて……………	12
議案第11号	倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱の一部改正に ついて……………	17

### 5 教育長報告

### 6 報告事項 各課報告(別紙)

### 7 その他

### 8 閉 会

議案第3号

令和2年度教育費補正予算について

次のとおり、令和2年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和3年2月15日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第 2 号

令和 3 年度倉吉市教育委員会主要事業について

次のとおり、令和 2 年度倉吉市教育委員会主要事業について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第 5 号

令和 3 年度教育費当初予算について

次のとおり、令和 3 年度教育費当初予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第6号

倉吉市教育振興基本計画（第3期）の策定について

倉吉市教育振興基本計画（第3期）の策定を別紙のとおり定めることについて、本委員会の承認を求める。

令和3年2月15日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

## 議案第7号

### 財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和3年2月15日提出

倉吉市教育委員会教育長 小 椋 博 幸

### 記

#### 1 譲渡の目的

令和2年4月1日に廃校となった倉吉市立上小鴨小学校広瀬分校関係の施設（除去されるものを除く。）について、利用及び管理の実態に合わせ、地元自治公民館に譲渡することにより、本市行財政の効率化を図るため。

#### 2 財産の種類

別表のとおり

#### 3 所在地

別表のとおり

#### 4 数量

別表のとおり

#### 5 評価額

別表のとおり

#### 6 譲渡の相手方

別表のとおり



議案第8号

倉吉市都市公園条例及び倉吉市体育施設の設置及び監理に関する条例の一部改正について

次のとおり倉吉市都市公園条例及び倉吉市体育施設の設置及び監理に関する条例の一部改正をすることについて、本委員会の承認を求める。

令和3年2月15日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

## 倉吉市都市公園条例及び倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

### 【改正理由】

市営関金ラグビー場の整備並びに市営野球場のスコアボード及び市営庭球場の改修により、これらの体育施設又はその設備の利用料金の上限額を定め、又は見直しの必要があるため、倉吉市都市公園条例及び倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例を改正するものです。

また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の一部改正に伴い、倉吉市都市公園条例で引用される同法の規定を改正するものです。

### 【改正要旨】

- 1 倉吉市都市公園条例の一部改正 (第1条関係)
  - (1) 条例が引用している法律の条項を改めることとした。 (第1条の2関係)
  - (2) 倉吉市営関金多目的広場を倉吉市営関金ラグビー場に改めることとした。 (別表第2関係)
- 2 倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 (第2条関係)
  - (1) 倉吉市営関金多目的広場を倉吉市営関金ラグビー場に改めることとした。 (第2条、第5条、別表関係)
  - (2) 体育施設又はその設備の利用料金の上限額を定め、又は改めることとした。 (別表関係)
- 3 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。 (附則関係)

倉吉市都市公園条例及び倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(倉吉市都市公園条例の一部を改正)

第1条 倉吉市都市公園条例(昭和45年倉吉市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前																									
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において「特定公園施設」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「移動等円滑化法」という。) <u>第2条第15号</u>に規定する特定公園施設をいう。</p>		<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において「特定公園施設」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「移動等円滑化法」という。) <u>第2条第13号</u>に規定する特定公園施設をいう。</p>																									
<p>別表第2(第10条関係)</p> <p>有料公園施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>種類</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関金総合運動公園</td> <td>体育施設</td> <td><u>倉吉市営関金ラグビー場</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		都市公園名	種類	名称	略			関金総合運動公園	体育施設	<u>倉吉市営関金ラグビー場</u>			略	<p>別表第2(第10条関係)</p> <p>有料公園施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>種類</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関金総合運動公園</td> <td>体育施設</td> <td><u>倉吉市営関金多目的広場</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		都市公園名	種類	名称	略			関金総合運動公園	体育施設	<u>倉吉市営関金多目的広場</u>			略
都市公園名	種類	名称																									
略																											
関金総合運動公園	体育施設	<u>倉吉市営関金ラグビー場</u>																									
		略																									
都市公園名	種類	名称																									
略																											
関金総合運動公園	体育施設	<u>倉吉市営関金多目的広場</u>																									
		略																									

(倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正)

第2条 倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和57年倉吉市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前																	
<p>(設置)</p> <p>第2条 スポーツを振興し、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため、倉吉市体育施設(以下「体育施設」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>倉吉市営関金ラグビー場</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施設の名称	位置	略	略	<u>倉吉市営関金ラグビー場</u>		略		<p>(設置)</p> <p>第2条 スポーツを振興し、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため、倉吉市体育施設(以下「体育施設」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>倉吉市営関金多目的広場</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施設の名称	位置	略	略	<u>倉吉市営関金多目的広場</u>		略	
施設の名称	位置																		
略	略																		
<u>倉吉市営関金ラグビー場</u>																			
略																			
施設の名称	位置																		
略	略																		
<u>倉吉市営関金多目的広場</u>																			
略																			
<p>(利用時間及び休場日)</p> <p>第5条 体育施設の利用時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用時間及び休場日を変更することができる。</p>		<p>(利用時間及び休場日)</p> <p>第5条 体育施設の利用時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用時間及び休場日を変更することができる。</p>																	

施設の名称	利用時間	休場日
略		略
倉吉市営関金ラグビー場	略	
略		

別表（第11条関係）

利用料金上限額

施設の名称	区分	単位	金額
略			
倉吉市営野球場	スコアボード	1日につき	2,530円
倉吉市営庭球場	専用利用	中学生以下 1面1時間につき	220円
	その他	1面1時間につき	330円
略			
倉吉市営関金ラグビー場	専用利用	高校生以下 1時間につき	1,650円
	一般	1時間につき	2,200円
	照明設備	略	
	芝グラウンド用ペイント	1面1回につき	11,000円
	シャワー室	1回につき	1,100円
略			
備考	1～4	略	

施設の名称	利用時間	休場日
略		略
倉吉市営関金多目的広場	略	
略		

別表（第11条関係）

利用料金上限額

施設の名称	区分	単位	金額
略			
倉吉市営野球場	スコアボード	1日につき	1,880円
倉吉市営庭球場	専用利用	中学生以下 1面2時間につき	120円
		1面1日につき	450円
	その他	1面2時間につき	230円
		1面1日につき	670円
略			
倉吉市営関金多目的広場	部分専用利用（片面）	高校生以下 2時間につき	450円
	一般	2時間につき	550円
	専用利用	高校生以下 2時間につき	890円
	一般	2時間につき	1,110円
	照明設備	略	
略			
備考	1～4	略	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第9号

倉吉市関金B&G海洋センターの指定管理者の指定について

次のとおり倉吉市関金B&G海洋センターの指定管理者を指定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により意見を求める。

令和3年2月15日提出

倉吉市教育委員会教育長 小 椋 博 幸

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称：倉吉市関金B&G海洋センター

所在地：倉吉市関金町松河原

2 指定管理者

共同企業体の名称 ミズノグループ

共同企業体の代表者

住 所 大阪府中央区北浜4丁目1番23号

名 称 美津濃株式会社

代表者 代表取締役社長 水野明人

共同企業体の構成員

住 所 大阪府中央区北浜4丁目1番23号

名 称 ミズノスポーツサービス株式会社

代表者 代表取締役 篠村嘉将

3 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第10号

倉吉市文化財保存・保護事業補助金交付要綱の一部改正について

次のとおり倉吉市文化財保存・保護事業補助金交付要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の承認を求める。

令和3年2月15日提出

倉吉市教育委員会教育長 小 椋 博 幸

## 倉吉市文化財保存・保護事業補助金交付要綱の一部改正について

### 【改正理由】

補助事業における仕入に係る消費税等相当額の取扱いについて定めるよう、倉吉市文化財保存・保護事業補助金交付要綱を改正するものです。

### 【改正要旨】

- 1 補助事業における仕入に係る消費税等相当額の取扱いについて定めることとした。  
(第4条、第5条、第6条、第9条関係)
- 2 補助金の交付申請について、文化財の管理責任者が補助事業を実施する場合の取扱いを定めることとした。  
(第5条関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この告示は、令和3年 月 日から施行することとした。  
(附則第1項関係)
- 5 この告示の施行の日前に改正前の倉吉市文化財保存・保護事業補助金交付要綱第6条の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例によることとした。  
(附則第2項関係)

倉吉市文化財保存・保護事業補助金交付要綱（平成25年倉吉市告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年 月 日

倉吉市長 石田 耕太郎

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改正後	改正前
<p>(補助金の交付)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 補助金の額は、別表の第3欄に掲げる経費（補助金以外の補助を受ける場合は、その補助額を除いた額。以下「補助対象経費」という。）の額（<u>仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。</u>）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以下とする。ただし、同表の第5欄に掲げる額を限度とする。</p> <p>3 略</p> <p>(交付申請の時期等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>文化財の管理責任者が補助事業を実施する場合は、様式第2号による文化財所有者の同意書を添付するものとする。</u></p> <p>4 <u>補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。</u></p> <p>(交付決定の時期等)</p> <p>第6条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から<u>20日</u>以内に行うものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(補助金の交付)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 補助金の額は、別表の第3欄に掲げる経費（補助金以外の補助を受ける場合は、その補助額を除いた額。以下「補助対象経費」という。）の額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以下とする。ただし、同表の第5欄に掲げる額を限度とする。</p> <p>3 略</p> <p>(交付申請の時期等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(交付決定の時期等)</p> <p>第6条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から<u>30日</u>以内に行うものとする。</p> <p>2 略</p>



3 市長は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(実績報告の時期等)

第9条 略

2 略

3 補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

様式第1号（第6条関係）

(番号)  
年 月 日

様

倉吉市長 ㊟

倉吉市文化財保存・保護事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書で申請のあった倉吉市文化財保存・保護事業補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知する。

記

1 補助事業の名称及び内容

2 略

様式第2号（第5条関係）

倉吉市文化財保存・保護事業に係る同意書

年 月 日

(実績報告の時期等)

第9条 略

2 略

様式第1号（第6条関係）

(番号)  
年 月 日

様

倉吉市長 ㊟

倉吉市文化財保存・保護事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書で申請のあった倉吉市文化財保存・保護事業補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知する。

記

1 補助事業の名称及び内容 倉吉市文化財保存・保護事業

2 略

倉吉市長 様

(文化財所有者)

住所

氏名

年度倉吉市文化財保存・保護事業を、下記のとおり管理責任者が実施することに同意します。

記

- 1 文化財名
- 2 補助事業名
- 3 管理責任者名

様式第3号(第9条関係)

番 号  
年 月 日

倉吉市長 様

住 所  
氏 名

年度倉吉市文化財保存・保護事業補助金仕入控除  
税額確定報告書

年 月 日付 第 号により交付決定  
の通知のあった倉吉市文化財保存・保護事業補助金  
(以下「本補助金」という。)について、倉吉市文  
化財保存・保護事業補助金交付要綱第9条第4項の  
規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 倉吉市補助金等交付規則(平成12年倉吉市規  
則第29号)第18条の補助金の額の確定額 金  
円( 年 月 日付 第 号によ  
る額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税  
等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕  
入れに係る消費税相当額 金 円
- 4 補助金返還相当額(3-2) 金 円  
(注)参考となる資料を添付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年 月 日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の倉吉市文化財保存・保護事業補助金交付要綱第6条の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

議案第 11 号

倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱の一部改正について

次のとおり倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の承認を求める。

令和3年2月15日提出

倉吉市教育委員会教育長 小 椋 博 幸

## 倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱の一部改正について

### 【改正理由】

補助事業における仕入に係る消費税等相当額の取扱いについて定めるよう、倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱を改正するものです。

### 【改正要旨】

- 1 補助事業における仕入に係る消費税等相当額の取扱いについて定めることとした。  
(第4条、第6条、第7条、第8条関係)
- 2 補助金の交付申請について、建造物等の管理責任者が補助事業を実施する場合の取扱いを定めることとした。  
(第6条関係)
- 3 様式中「㊤」を削ることとした。  
(様式第5号関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この告示は、令和3年 月 日から施行することとした。  
(附則第1項関係)
- 6 この告示の施行の日前に改正前の倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱第7条の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例によることとした。  
(附則第2項関係)

倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱（平成10年倉吉市告示第119号）の一部を次のように改正する。

令和3年 月 日

倉吉市長 石田 耕太郎

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、倉吉市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成8年倉吉市条例第33号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、建造物等の所有者又は管理責任者（以下「所有者等」という。）が行う保存地区内における建築物、工作物等の修理、修景等に要する経費について市が行う補助に関し、倉吉市補助金等交付規則（<u>平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。</u>）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助事業)</p> <p>第3条 <u>倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金（以下「補助金」という。）</u>の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表に掲げる保存地区の保存のために行う修理、修景及び保存地区の管理のために必要な施設の整備に係る事業とする。</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費（<u>仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。</u>）で、別表に掲げる補助事業の種類に応じ、同表に定めるとおりとする。</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 前項によって得られた額に千円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、倉吉市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成8年倉吉市条例第33号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、建造物等の所有者又は管理責任者（以下「所有者等」という。）が行う保存地区内における建築物、工作物等の修理、修景等に要する経費について市が行う補助に関し、倉吉市補助金等交付規則（<u>昭和36年倉吉市規則第6号</u>）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助事業)</p> <p>第3条 <u>補助金</u>の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表に掲げる保存地区の保存のために行う修理、修景及び保存地区の管理のために必要な施設の整備に係る事業とする。</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費で、別表に掲げる補助事業の種類に応じ、同表に定めるとおりとする。</p> <p>第5条 略</p>

(補助金の交付申請)  
第6条 略  
2 建造物等の管理責任者が補助事業を実施する場合は、様式第7号による建造物等所有者の同意書を添付するものとする。  
3 所有者等は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第4条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(補助金の交付決定)  
第7条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとし、倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。  
2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。  
3 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(実績報告)  
第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、倉吉市伝統的建造物群保存事業実績報告書（様式第5号）によるものとし、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める日までに行わなければならない。  
(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了若しくは中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日  
(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日  
2 規則第17条第2項の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。  
(1) 事業実績書（様式第2号）  
(2) 収支決算書（様式第3号）  
(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付申請)  
第6条 略  
第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。  
2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(実績報告)  
第8条 所有者等は、補助事業が完了したときは、倉吉市伝統的建造物群保存事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。  
(1) 事業実績書（様式第2号）  
(2) 収支決算書（様式第3号）  
(3) その他市長が必要と認める書類

3 所有者等は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 所有者等は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金仕入控除税額確定報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

別表（第3条関係、第4条関係、第5条関係）  
略

様式第4号（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

倉吉市長 ㊟

倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについて、倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱（以下「要綱」といいます。）第7条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金 円  
(2) 交付決定額 金 円

- 3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、要綱第4条及び第7条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

- 4 補助金交付の条件

- 5 補助規程の遵守

補助金は、間接国費補助金及び間接県費補助金

別表（第3条関係、第4条関係、第5条関係）  
略

様式第4号（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

倉吉市長 ㊟

倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについて、倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱（以下「要綱」といいます。）第7条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の名称
- 2 補助金の額 円

- 3 補助金交付の条件

- 4 補助規程の遵守

に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号）、要綱のほか、文化財保存事業費関係補助金交付要綱（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）及び鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金交付要綱（平成11年9月16日施行）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）の規定に従わなければならない。

補助金は、間接国費補助金及び間接県費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号）、要綱のほか、文化財保存事業費関係補助金交付要綱（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）及び鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金交付要綱（平成11年9月16日施行）の規定に従わなければならない。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）

倉吉市長

申請者 住 所

氏 名

倉吉市伝統的建造物群保存事業実績報告書

年 月 日付受 第 号で

交付決定通知のあった事業が完了したので、倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

略

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）

倉吉市長

申請者 住 所

氏 名

倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金仕入控除税額  
確定報告書

年 月 日付受 第 号で交付

決定通知のあった倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金について、倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号）第18条の補助金の額の確定額  
金 円（ 年 月 日付受 第 号による額の確定通知額）
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円  
（注）参考となる資料を添付すること。

様式第7号（第6条関係）

倉吉市伝統的建造物群保存事業に係る同意書

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）

倉吉市長

申請者 住 所

氏 名

倉吉市伝統的建造物群保存事業実績報告書

年 月 日付け受 第 号

で交付決定通知のあった事業が完了したので、倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

略



年 月 日

(あて先)

倉吉市長

(建造物等所有者)

住 所

氏 名

年度倉吉市伝統的建造物群保存事業を、次の  
とおり管理責任者が実施することに同意します。

記

- 1 建 物 所 在 地
- 2 補 助 事 業 名
- 3 管理責任者名及び住所

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年 月 日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱第7条の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。